

〈JR 六地蔵駅北周辺地区〉

都市計画法第58条の2第1項の規定に基づく届出

都市計画法第 58 条の 2 様式による届出書には、次の図書を添付してください。

- ① 位置図 $S = 1 / 2, 500$
(地区の区画が入っているもので、位置を明示)
- ② 公図写
- ③ 土地利用計画図 $S = 1 / 250$ 以上
 - ・平面図 $S = 1 / 200$ 程度及び
 - 立面図 (着色すること) $S = 1 / 200$ 程度必要
 - ※ 面積計算表 (敷地面積、建築面積、延べ面積) を明記してください。
- ④ 委任状 (届出者が申請手続きについて代理人を定められる場合)
 - ・連絡先 (電話番号等) 及び担当者名を記入してください。
- ⑤ 届出書の部数 正 1 部、副 1 部

※ 「届出者」とは、地区計画の区域内で建築等の行為を行おうとされる方 (= 建築主等) をいいます。

※ 当該行為に着手する日の 30 日前までに提出してください。

※ 「道路から見える建築物その他工作物の色彩」は、景観法に基づく宇治市景観計画「市南北玄関口地区」の各基準を目安にしてください。